

第503回（定例）福崎町議会会議録

令和4年6月10日（金）  
午前9時30分開会

○令和4年6月10日、第503回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木雅人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技 監	宇都善和	会計管理者	尾崎俊也
町参事兼ほけん年金課長	谷岡周和	総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	松田清彦
地域振興課長	成田邦造	住民生活課長	大塚久典
福祉課長	小幡伸一	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
学校教育課長	大塚謙一	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1号 令和3年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和4年度事業計画について
- 第 5 報告第 2号 令和3年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 3号 令和3年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 4号 令和3年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 8 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 9 議案第25号 中播公平委員会委員の選任について

- 第 1 0 議案第 2 6 号 福崎町公営住宅等長寿命化計画の改定について
- 第 1 1 議案第 2 7 号 令和 4 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 2 議案第 2 8 号 工事請負契約について（福崎西中学校トイレ改修工事）
- 第 1 3 議案第 2 9 号 工事請負契約について（福崎東中学校トイレ改修工事）
- 第 1 4 請願第 1 号 国に対し現行の「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1 号 令和 3 年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和 4 年度事業計画について
- 第 5 報告第 2 号 令和 3 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 3 号 令和 3 年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 4 号 令和 3 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 8 議案第 2 4 号 専決処分承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 9 議案第 2 5 号 中播公平委員会委員の選任について
- 第 1 0 議案第 2 6 号 福崎町公営住宅等長寿命化計画の改定について
- 第 1 1 議案第 2 7 号 令和 4 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 2 議案第 2 8 号 工事請負契約について（福崎西中学校トイレ改修工事）
- 第 1 3 議案第 2 9 号 工事請負契約について（福崎東中学校トイレ改修工事）
- 第 1 4 請願第 1 号 国に対し現行の「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願

開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第 5 0 3 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 山々の緑も濃くなり、早苗田の美しい季節となってまいりました。議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。
- ここで、4 月 1 日付人事異動等があり、その内容についてはご承知のことと存じますが、このたび、新しく技監、及び企画財政課長になられた方からご挨拶を受けたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。
- 技 監 皆様、おはようございます。4 月 1 日付で兵庫県の西宮土木事務所より参りまして技監に着任しております宇都善和と申します。
- 私は、まちづくり課、農林振興課、地域振興課の 3 課を所管しております。町の活性化と安心・安全の確保ということに向けて多くの課題がありますが、優先順位を決めて全力で取り組んでいきたいと思っております。
- 議員の皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申

し上げます。

簡単ではございますが、着任の挨拶とさせていただきます。

企画財政課長 皆様、おはようございます。4月1日付の人事異動によりまして企画財政課長を拝任いたしました蔭谷です。

町財政を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響もあり、目まぐるしく変化しておりますが、福崎町第5次総合計画の将来像として掲げている、活力にあふれ風格のある住みよいまちの実現を目指し、甚だ微力ではございますが、一生懸命職務に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き感染防止対策を行う中での本定例会開催となります。会議中は、発言時を含め、マスクの着用をお願いいたします。なお、演壇、質問席等及び議長席については、マウスシールド等の着用を可といたします。換気のため、傍聴席入り口のドアを開けて進めさせていただきます。手指消毒液を議場ロビーに配置しておりますので、ご利用ください。議場に入場されます方の検温を実施しておりますので、ご協力をお願いいたします。感染症の予防及び拡大防止に配慮して運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提案されました案件は、報告第1号から議案第29号までの報告4件、議案6件及び請願第1号の計11件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第503回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第503回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

1番、三輪一朝議員

8番、宇崎壽幸議員

以上の両議員をお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る6月3日、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から6月24日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月24日までの15日間といたします。

### 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。  
3月28日の第502回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。  
事 務 局 議会活動報告をいたします。  
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。  
4月7日、文化センターにおいて、老人大学神崎・福寿学園開講式が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。  
4月23日、兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおいて、開院記念式典が開催され、議長が出席いたしました。  
5月20日、商工会館において、福崎町商工会通常総代会が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。  
5月27日、商工会館において、福崎町経営者協会総会が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。  
5月30日、東京国際フォーラムにおいて、町村議会議長・副議長全国研修会が開催され、議長が出席いたしました。  
6月7日、文化センターにおいて、老人クラブ連合会総会が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。  
そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。  
以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。  
また、例月出納検査の報告書、定期監査結果報告書及び陳情書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを配付しております。  
さらに、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣したので、議会調査研究事業実施要領第6条の規定により、議員派遣の報告について、配付しております。  
次、議案の上程及び議案説明であります。これより、報告第1号、令和3年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和4年度事業計画についてから、請願第1号、国に対し現行の「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願までの11件を議題といたします。  
まず、報告第1号から議案第29号までの議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆様、おはようございます。  
本日は、第503回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。  
5月中は、もち麦が黄金色に輝いていましたが、今は刈取りも済み、田植えシーズン真っただ中でありまして。今議会が終わる頃には、町全域で緑が美しい田園風景が見られるようになっていっていると思います。

間もなく、梅雨入りになると思われます。この時期になりますと少々憂鬱になりますが、米作りに携わっておられる農家にとっては、なくてはならない、恵みの雨をもたらす大切な季節であります。

梅雨といいますと、私たちが子どもの頃は、しとしとと長雨が続くイメージだったのですが、近年は気候変動の影響で、急に強い雨になったり、時には線状降水帯に発達したりと、大雨を降らせるようになっていきます。福崎町においては、ここ最近は大雨による大きな災害は発生していませんが、安心はできないと思っています。と言いますのも、全国では、毎年どこかで大雨による大きな災害が発生しているからです。福崎町も備えはしっかりとしておかなければならないと思っております。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、3回目のワクチン接種が進むとともに、収束に向かうのではないかと期待をしていたのですが、なかなか期待するほどには感染者数が減少していない状況であります。そのような中で、感染防止を訴えていた私自身が感染してしまい、多くの皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

新型コロナウイルスが出現して、およそ2年半がたちました。それまで、私は、日本は世界の先進国だ、だからICTやデジタルの分野でも、世界のトップではなくても世界のトップグループの国であると信じていました。しかし、そうではないと分かったのは、このたびのコロナがきっかけではなかったかと思えます。その後、学校においてはGIGAスクール構想の前倒し実施が進み、子どもたちには一人一台タブレットが配備され、デジタル端末を活用した授業も行われるようになっていきます。コロナ等で欠席した子どもたちにはリモートによる授業ができるようになっていきます。行政の会議においても、今までは全員が神戸や姫路に集まって行っていたのが、リモートで各役所にいながら会議に出席ができる体制が整いました。私も1週間余り自宅療養をしていましたが、在宅勤務ができる環境が整いましたので、会議はリモートで参加、財務会計の決裁は自宅のパソコンで続けることができました。将来は、新型コロナウイルスの出現によって日本のICT化、デジタル化が急速に進んだと言われる日が来るのかもしれませんが。

また、この新型コロナウイルスは、ワクチンを接種していたからといって、全く感染しないということではありません。ただ、接種している方は重症化はしにくいという報告がありますので、接種をしておくことは重要であります。3回目未接種の方や、これから4回目の接種が予定されている60歳以上の方、基礎疾患を有する方など、対象者の方には積極的な接種を呼びかけてまいります。今は、誰もが感染する可能性がありますので、引き続き基本的な感染予防対策にも取り組んでまいります。

続いて、各課からの所管事項報告です。

総務課では、5月27日に、町制施行65周年記念「NHKラジオ『上方演芸会』公開録音」を文化センターで開催しました。新型コロナウイルス感染症の対応として、入場者数を大ホール定員の半分に制限させていただきましたが、多くの皆様に楽しんでいただくことができました。

昨年度から各自治会を訪問させていただいている行政懇談会については、今年度は6月4日の駅前区をスタートとして22自治会で実施する予定です。

参議院議員選挙が、6月22日公示、7月10日投開票で執行されると見込まれます。選挙人名簿の定時登録者数は、6月1日の基準日現在、男7,359人、女8,076人、計1万5,435人となり、前回の3月基準日より3人の増となっています。

企画財政課では、第5次総合計画《後期基本計画》、第2期総合戦略、第6次行政改革《実施計画》の評価検証を行うとともに、これらを推進してまいります。

出納室では、5月末日で令和3年度の出納を閉鎖し、決算書並びに決算報告書の調整を行っています。

税務課では、令和4年度の納税通知書等は、5月11日に軽自動車税を、5月12日に住民税特別徴収を、5月16日に固定資産税を発送しました。

町県民税の納税通知書は6月16日に、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納入通知書は7月15日に発送すべく準備を進めています。

出納閉鎖に向け電話催告を実施、また、滞納整理対策委員会では、関係課の滞納者リストを基に合同徴収対象者リストを作成、今後、計画的に合同徴収を行っていきます。

地域振興課では、福崎夏まつりは、コロナ禍でも安心して町民の皆様に参加してもらえるよう、内容を検討し、3年ぶりの開催に向けて準備を進めています。規模は縮小しますが、新たにプロジェクトマップングを実施し、地域を元気に、そして明るく盛り上げるため、盛大な花火の打ち上げを予定しています。

リニューアルした文珠荘では、指定管理者と連携し、新キャラクターの命名やビアガーデンに取り組むなど、面白い企画を生かした利用促進に努めていきます。

第4期の1年目を迎えた「自立(律)のまちづくり交付金事業」は、住民の皆様にも最も身近な自治会組織としての活動を支援させていただくものです。地域づくりのためご活用いただきたいと思います。

商工振興では、福崎工業団地周辺において、企業進出のニーズに対応するため、一定規模の産業用地の創出が可能かどうかの基本調査を実施します。

観光振興では、駅前・辻川観光交流センターにつきましては、指定管理者株式会社PAGEと連携し、にぎわいづくりを心がけた運営に努めてまいります。また、七種山について、七種の滝周辺の樹木伐採や登山道の整備を観光協会と連携しながら実施します。

住民生活課につきましては、福崎町消防団では、4月3日に入退団式及び幹部・新入団員教養訓練を実施しました。

福崎町消防操法大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

春の全国交通安全運動は、4月6日から15日まで実施し、キャンペーン・街頭指導を行いました。

水防訓練は、6月19日、神戸医療未来大学において行います。この訓練は2年に一度実施し、出水期を迎える時期に、住民を災害から守るため、福崎町消防団と町職員、合同で行うもので、今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出勤人員を縮小して実施します。

福祉課では、地域包括ケアシステム構築の一環として、各自治会を訪問し、「地域支え合い会議（我が事会議）」を開催します。高齢化の伸展や、認知症の増加に対する対策を、各自治会の共通課題とし、地域の福祉支援者が早期に関われる体制の構築を目指します。

また、住民の健康寿命の延伸を図るため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。具体的には、国保データベースシステムを活用し、低栄養などのハイリスク高齢者への個別的支援や、地域ふくろうの会など通いの場でのフレイル予防の普及啓発を行います。

ほけん年金課では、保健事業について、特定・基本健康診査、がん検診を6月4日から7月17日まで土・日を含み11日間実施します。周知を図るため各世

帯に意向調査を兼ねた健診申込書を郵送し、受診率の向上に努めます。一人でも多くの方に受診していただき、重症化を予防して住民の健康を守ります。

食育事業については、ここ2年間はあまり実施できていませんでしたが、今年度は神戸医療未来大学と連携した親子運動教室や、食生活の大切さを学んでいただく学童食育教室を6月4日から年間を通して実施します。

新型コロナウイルスワクチン接種については、3回目接種を引き続き実施するとともに、60歳以上の方や基礎疾患を有する方への4回目の接種に向けて、接種希望の確認や接種受付準備を進め、7月から接種を始めます。

7月1日から、こども医療費助成の対象を15歳から18歳に拡大するため、6月下旬に対象の世帯へ、こども医療費受給者証を送付します。

農林振興課では、令和4年度産米の作付面積については、農会長さんや農家の皆様のご理解とご協力により、前年度比17.5ヘクタール減の325ヘクタールの作付見込みとなりました。

令和4年度産もち麦の状況について、在庫による生産調整のため、令和3年度より低めの収穫量60トンを見込んでいます。

高岡福田地区県営ほ場整備事業について、引き続き工事を進めるとともに計画変更業務を行い、全体計画の見直しを行います。

高岡地区の三谷池県営ため池整備事業につきましても、本年度中に堤体工を完成させ、試験湛水を行います。改修された堤体から漏水がなければ、制波工を行い、令和5年度事業完了を見込んでいます。

まちづくり課につきましても、道路橋梁事業では、福崎駅へのアクセス強化を図るため、引き続き町道福崎駅田原線並びに千束新町線について推進していきます。

福崎駅のバリアフリー化として実施されているエレベーター設置については、7月から本格的に工事が開始されると、事業主体であるJR西日本福知山支社から連絡がありました。

舗装の経年劣化などに対応するため、舗装修繕化計画に基づき、町道東大貫溝口線などにおいて、舗装修繕工事を実施します。

橋梁では、福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施や補修設計などを実施します。

今年度も、緊急浚渫事業債を活用し、堆積土砂撤去などを実施し、防災に努めます。

上下水道課では、水道事業、工業用水道事業、下水道事業、工業団地造成事業の4会計について、決算を取りまとめました。今後、監査委員の審査に付して、9月定例会に決算認定を提出します。

水道事業では、三宮配水池送水管更新工事詳細設計の入札準備を進めています。

下水道事業汚水整備では、昨年度に引き続き、福崎浄化センター膜カートリッジ更新のための協定を締結し、現場工事に向けて事務を進めています。

雨水整備では、南田原地区や福田・駅前地区の内水対策として、川すそ雨水幹線工事及び直谷第2雨水幹線工事に継続して取り組んでいます。また、川すそ雨水幹線工事に関連する事業計画区域の追加や、播但道福崎南ランプから西光寺仁王門までのルート変更に対応するため、雨水全体計画の変更業務を進めています。

学校教育課では、多くの保護者から要望が寄せられていました、小中学校トイレ改修工事を、田原小学校、福崎西中学校、福崎東中学校で実施する予定です。契約が成立した学校から、夏休みを中心に秋頃に完成するよう、安全に十分配慮しながら工事を進める予定です。

また、高岡小学校、福崎小学校南校舎、八千種小学校のトイレ改修工事の実施設計を行います。

遠野市との友好都市共同宣言による交流事業の1つとして、児童が遠野市へ訪問し子ども同士の交流を行い、両市町の絆を深めてまいります。町内小学校6年生を対象に5月末まで遠野市訪問団員を募集し、多くの応募を頂きました。8月28日から30日まで2泊3日の実施に向け遠野市と調整を行います。

社会教育課におきましては、子ども会の球技大会は、新型コロナウイルス感染拡大を憂慮して、中止しました。

第43回山桃忌は、8月6日に第1部「日本人と家の継承～松岡家・柳田國男のルーツをさぐる～」をテーマとして、講演・シンポジウムを行います。8月7日には、第2部「民俗芸能『里神楽』披露」の開催を予定しております。

さて、今議会に提出した議案は、報告4件と議案6件の計10件です。

報告第1号、令和3年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和4年度事業計画については、県内の12町で構成する兵庫県町土地開発公社の令和3年度事業などについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものです。

報告第2号、令和3年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告については、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費及び教育費に係る14事業5億3,935万円を翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

報告第3号、令和3年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、建設改良費に係る水道事業869万円を翌年度へ繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

報告第4号、令和3年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、建設改良費に係る下水道事業4億1,170万円を翌年度へ繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

議案第24号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）は、『令和4年度税制改正の大綱』による、地方税法や同法施行規則など上位法令の改正に基づき福崎町町税条例等の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず令和4年3月31日に専決処分し、同年4月1日から施行するもので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

議案第25号、中播公平委員会委員の選任については、現委員の中塚保彦氏の任期が令和4年6月30日に満了するため、さらに同氏を選任することについて議会の同意を求めるものです。

議案第26号、福崎町公営住宅等長寿命化計画の改定については、福崎町の町営住宅を将来にわたり適切に維持管理するため、福崎町公営住宅等長寿命化計画を改定することについて、福崎町議会基本条例第22条第3号の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第27号、令和4年度福崎町一般会計補正予算（第1号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ1億4,800万円を追加し83億6,400万円とするもので、歳出の主なものは、臨時特別給付金給付事業の給付金等3,020万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の給付金等3,650万円、プレミアム付商品券事業の事業費補助金等1,000万円、事業者支援事業（原油価格等高騰対応分）の支援金4,050万円などです。

議案第28号、工事請負契約の締結について（福崎西中学校トイレ改修工事）は、令和4年5月24日に一般競争入札を執行した結果、1億2,745万7,

000円で落札した株式会社ハマダと工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第29号、工事請負契約の締結について（福崎東中学校トイレ改修工事）は、同じく5月24日に一般競争入札を執行した結果、1億1,000万円で落札した株式会社ハマダと工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、報告が4件、議案は、専決の承認が1件、人事案件が1件、計画改定が1件、補正予算が1件、契約案件が2件の計6件、合計10件となっています。

詳細説明は、副町長ほか、担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第 4 報告第1号 令和3年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和4年度事業計画について

日程第 5 報告第2号 令和3年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議 長 日程第4、報告第1号、令和3年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和4年度事業計画について、及び、日程第5、報告第2号、令和3年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第1号について、ご説明申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、県下の12町が出資しています地方自治法第221条第3項に該当する法人であります。したがって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その事業報告等をさせていただきます。

それでは、冊子報告書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、令和3年度における事業概要であります。設立団体からの委託により公有地取得事業における新たな土地の取得は2ページの上段の表となりますが、ございませんでした。下段の表、土地の処分についてもございませんでした。

令和3年度末の土地現在額はなく、令和元年度中に全ての土地の処分が完了しています。

3ページをお開きください。財務の状況を説明させていただきます。

まず、予算執行実績であります。収益的収入及び支出における収入は、1款、事業収益はございませんでした。2款、事業外収益は、1項、受取利息、1節、基本財産利息は、12町からの出資金1,800万円の利息で360円。2節、預金利息は、それ以外の預金利息で、352円の計712円でありまして、収益的収入合計は712円あります。

4ページになります。

支出であります。金融機関への償還等に係る1款、事業原価はございませんでした。2款、販売費及び一般管理費は、1節、旅費から6節、負担金補助及び交付金の合計10万6,439円で、収益的支出合計は10万6,439円

となりました。この結果、当期純利益は10万5,727円の赤字となりました。

5ページに移りまして、資本的収入及び支出についてですが、土地の取得及び処分がなかったため、支出、収入ともございません。

6ページの借入金の概要です。期末残高はございません。

次に、監査の実施状況についてであります。令和2年度の決算監査は、令和3年4月14日に行っています。

次に、11ページをお開きください。

ここからは、令和3年度の計算書類をお示ししています。こちらは損益計算書で、最下段のところになります。前年度繰越準備金から今年の損失額10万5,727円を差し引いた令和3年度末の未処分利益剰余金は1,922万7,556円となっています。12ページは、貸借対照表で、負債はなく、当期の未処分利益剰余金1,922万7,556円に12町出資による基本財産1,800万円を加えた資産は3,722万7,556円となっています。13ページはキャッシュ・フロー計算書、14ページは財産目録をお示ししています。15ページ、16ページは、それぞれ附属明細書をお示ししています。

17ページをお開きください。

令和3年度の監査報告書でありまして、4月26日に2名の監事に監査を受けています。また、次のページからは、令和4年度の事業計画及び資金計画をお示ししています。

18ページをお開きください。

上段にあります事業計画につきましては、令和3年度に引き続き4年度もございません。下段の資金計画では、受入資金は4万円としています。その内訳ですが、借入金、公有地取得事業収益は受託事業なしのためございません。受取利息は各種預金の2万円、雑収益、前期支払準備金は各1万円であります。支払資金は59万円としています。その内訳ですが、一般管理費は公社の運営経費として47万円、雑損失、次期支払準備金はそれぞれ1万円、予備費10万円としており、差引き55万円の赤字としています。

以上、兵庫県町土地開発公社に係る報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号について、ご説明申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました令和3年度一般会計予算の繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をさせていただきます。

次のページをお開き願います。

繰越明許費繰越額は、款、総務費、項、総務管理費の引越しワンストップサービスシステム整備事業の350万円から、款、教育費、項、中学校費の中学校施設長寿命化改良事業（トイレ改修）の2億6,880万円までの14事業で、合計翌年度繰越額は5億3,935万円でありまして、令和3年度3月補正時の繰越明許費予算のうち、既に令和3年度中に執行済みとなった経費等を差し引いたその残りを繰越ししています。

報告第2号の資料に繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししています。資料をご覧ください。

総務費の総務管理費では、マイナンバー所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修を行う引越しワンストップサービスシステム整備事業に350万円を繰越ししています。次に、民生費の社会福祉費では、非課税世帯及び家計急変世帯に対し1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金給

付事業（住民税非課税世帯等）に4, 280万円の繰越しを、非課税世帯及び世帯所得10万円以下の世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付する臨時特別給付金給付事業（追加支援分）に1, 300万円を繰越ししています。衛生費の保健衛生費では、新型コロナウイルス小児用ワクチン接種事業として、430万円の繰越しを。農林水産業費の農業費では、加治谷の塚本池のため池廃止を行う農村地域防災減災事業（ため池廃止）に715万円の繰越しを。商工費では、辻川界隈の文化観光推進地域計画の策定を行う文化観光推進地域計画策定事業に570万円を繰越ししています。次に、土木費の道路橋梁費では、単独事業で、町道福崎駅田原線、千束新町線の道路概略設計及び予備設計を行う町単道路改良事業（道路新設改良）に2, 000万円を繰越し、補助事業で、町道福崎駅田原線、千束新町線の測量設計及び福崎駅田原線の道路用地の購入を行う社会資本整備総合交付金事業（道路新設改良）に5, 350万円を繰越ししています。橋梁補修事業の単独事業としては、田口の釜之内橋の施工監理委託料130万円繰越し、補助事業としては、同じく釜之内橋の橋梁補修工事費を850万円繰越ししています。教育費では、小学校費、中学校費とも、感染症対策及び教育活動の継続に必要な消耗品や保健衛生資材、備品の購入を行う学校教育活動継続支援事業としてそれぞれ450万円と180万円を繰越し、田原小学校、福崎東中学校、西中学校のトイレ改修を行う小中学校施設長寿命化改良事業（トイレ改修）にそれぞれ1億450万円と2億6, 880万円を繰越ししています。

財源といたしましては、未収入特定財源の国庫支出金は、2款、総務費の事業に係ります社会保障・税番号システム整備費補助金が346万5, 000円、3款、民生費の臨時特別給付金給付事業に係る臨時特別給付金給付事業費及び事務費補助金が4, 280万円、4款、衛生費の小児用ワクチン接種事業に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金400万円と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金30万円、5款、商工費の事業に係る文化芸術振興費補助金が380万円、土木費の道路新設改良に係る社会資本整備総合交付金が2, 715万円と橋梁補修に係る道路メンテナンス事業補助金が467万5, 000円、教育費の小中学校教育活動継続支援事業に係る学校保健特別対策事業費補助金が315万円、小中学校施設長寿命化改良事業（トイレ改修）に係る学校施設環境改善交付金が8, 400万2, 000円で、合計1億7, 334万2, 000円としています。県支出金は、5款、農林水産業費のため池廃止事業に係る農村地域防災減災事業費補助金が715万円で、国庫支出金、県支出金合わせまして1億8, 049万2, 000円であります。地方債は土木費の道路新設改良で2, 360万円、橋梁補修事業（補助）で340万円、小中学校施設長寿命化改良事業（トイレ改修）で2億8, 400万円の合計3億1, 100万円でありまして、総事業費と特定財源との差引き一般財源4, 785万8, 000円を繰越明許費繰越金として翌年度に繰越ししています。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 日程第 6 報告第3号 令和3年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
日程第 7 報告第4号 令和3年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議 長 次、日程第6、報告第3号、令和3年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、及び、日程第7、報告第4号、令和3年度福崎町下水道事業会

計予算繰越計算書の報告についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 報告第3号、令和3年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、令和3年度水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は、款、資本的支出、項、建設改良費で、水道に係る建設改良事業8,047万9,000円のうち、869万円でございます。

繰越しに至った理由は、右端、説明欄にも記載しておりますが、昨今の半導体不足に伴い、製品の納期が遅延したためであります。

なお、繰越予算に係る財源は、当年度損益勘定留保資金を予定しております。

繰越事業の箇所及び予定額については、報告第3号資料をご覧ください。

右の表に記載のとおり、契約分の工事1件となっております。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第4号、令和3年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、令和3年度下水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は、款、資本的支出、項、建設改良費で、公共下水道に係る建設改良事業5億4,398万4,000円のうち、4億1,170万円でございます。

繰越しに至った理由は、右端、説明欄にも記載しておりますが、追加ボーリング調査の実施など、工法の決定に時間を要したこと、及び国補正予算による補助金の追加交付の決定を受けたことなどでございます。

なお、繰越予算に係る財源は、国庫補助金2億500万6,250円、企業債1億8,590万円、当年度損益勘定留保資金2,079万3,750円を予定しております。

繰越事業の箇所及び予定額については、報告第4号資料をご覧ください。

右の表に記載のとおり、契約分は雨水幹線工事関連7件とそのほかの工事1件で計8件、未契約分は雨水幹線工事関連3件とその他の工事や業務を合わせた計6件、合計で14件の工事などを繰越いたしました。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。

日程第 8 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）

議 長 次、日程第8、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第24号、専決処分の承認を求めること（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年12月24日に閣議決定された『令和4年度税制改正の大綱』による地方税法や同法施行規則など上位法令の改正に基づき行うもので、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず令和4年3月31日に専決処分し、同年4月1日から施行するもので、同条第3項の規定により

報告し、議会の承認を求めるものです。

改正内容につきましては、過疎化や高齢化といった地方の課題解決及び地方活性化に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するため、地方税制について所要の措置を行うものです。

議案第24号資料の1ページ、2ページには主な改正点をお示ししております。

まず、1ページは、一般的には住宅ローン控除特例とも言われる個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等の改正概要になります。本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対策が急務となっています。こういった社会環境の変化等に対応した豊かな住生活を実現するためには、住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得促進とともに、既存の住宅ストックの有効活用及び優良化を図ることが重要となります。こうした考え方や現下の経済状況も踏まえつつ、住宅ローン控除の見直しを行っています。

まず、住宅ローン控除の適用期限を4年間延長しています。その際、消費税率引上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了し、住宅性能などに応じた上乗せ措置を講ずることとしています。具体的には、カーボンニュートラルの実現の観点から、新築住宅やリフォームにより良質化して販売する買取再販住宅、既存住宅では省エネ性能等の高い住宅について借入限度額の上乗せを行っています。控除期間では新築認定住宅等について13年間とする上乗せ措置、床面積要件では、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅において、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、40平方メートルに緩和しています。また、毎年の住宅ローン控除額が支払利息額を上回る状況が生じていることから、控除率を0.7%とするとともに、住宅ローン控除の適用対象者の所得要件を2,000万円に引き下げています。所得税額から控除し切れない額を、所得税の課税総所得金額等の5%、最高9万7,500円の範囲内で個人住民税から控除することとなっています。

この改正は令和5年度の個人住民税から適用されます。

2点目は、土地等に係る固定資産税の負担調整措置について、資料2ページをご覧ください。

固定資産税は、財産税として資産価値に応じた課税を行うことが原則とされていますが、地価が急激に上昇した際には税負担を段階的に上昇させる負担調整措置が講じられています。負担調整措置は3年に一度の評価替えに合わせた改正議論が行われることが通例で、評価替え年度の令和3年度税制改正において令和3年度から令和5年度の3年間の負担調整措置の仕組みが決定されました。令和4年度は評価替え年度ではないことから、本来であれば負担調整措置が税制改正の論点として取り上げられることはないはずですが、景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、地価が一定以上上昇した商業地等の税額の上昇幅を評価額の5%から2.5%とする激変緩和措置を行うこととなりました。

資料3ページ以降には、その他の改正を含めた新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

この議案第24号は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたことをご理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上で、議案第24号の説明とさせていただきます。ご審議いただき、承認い

ただきますようよろしく願いをいたします。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

議 長 議案の説明の途中ですが、暫時休憩をしたいと思います。  
再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時43分

◇

議 長 会議を再開いたします。

#### 日程第 9 議案第 25号 中播公平委員会委員の選任について

議 長 次、日程第9、議案第25号、中播公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第25号、中播公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

中播公平委員会は、昭和53年7月に共同設置されたもので、現在の構成団体は神崎郡3町と5つの一部事務組合となっています。委員は3名で、任期は4年であります。

委員のうち、福崎町の中塚保彦氏の任期が、この6月30日をもって満了することから、本委員会を構成する関係町長、及び一部事務組合管理者が協議する中、引き続き中塚保彦氏を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

中塚氏の住所は、福崎町八千種3658番地。昭和29年5月1日生まれの68歳でございます。

経歴等につきましては、議案第25号資料をご覧ください。

最終学歴、職歴等は、ページ左側に記載しているとおりでございます。また、右側には、中播公平委員としての抱負をお示ししています。参考としまして、ページ下側には任期一覧表をお示ししていますので、ご参照ください。

中塚氏は人格が高潔で人事行政にも精通され、識見が高く、公平委員会委員として適任でありますので、ご賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、議案第25の提案説明とさせていただきます。

#### 日程第 10 議案第 26号 福崎町公営住宅等長寿命化計画の改定について

議 長 次、日程第10、議案第26号、福崎町公営住宅等長寿命化計画の改定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第26号、福崎町公営住宅等長寿命化計画の改定について、ご説明申し上げます。

福崎町公営住宅等長寿命化計画は、平成26年6月に策定し、8年が経過しているところです。計画は令和5年までの10年計画としておりましたが、令和元年に駅前団地の建て替えが完了し、国土交通省の示す公営住宅等長寿命化策定指針も平成28年に改定されているため、今回、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間として改定しましたので、福崎町議会基本条例第22条第3号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

福崎町公営住宅等長寿命化計画（案）をご覧ください。

1 ページからの第1章は、計画の背景と目的、計画の期間と対象、計画の位置づけなどを定めています。

2 ページをご覧ください。

3、計画の対象は、令和4年3月31日時点において福崎町が管理する町営住宅9団地153戸を対象としております。

4 ページからの第2章では、現状と課題として、町営住宅の概要や居住者の概要、福崎町の概況を記載しております。17ページには、それらを総合し、現状のまとめと課題として記載しております。

19ページをお願いします。

第3章では、計画の基本方針を示しております。

1、住宅ストックの適正化、2、長寿命化の推進及びライフサイクルコストの縮減、3、適切な維持管理の実施についてを記載しております。

20ページからの第4章では、具体的に国の指針に示された事業手法の検討に入ります。

判定フローですが、1、将来ストック量の推計、2、建物の観点からの1次判定、3、町の視点からの2次判定、4、3次判定として判定結果を統合し、見通しを策定しております。

23ページをお開きください。

目標管理戸数はストック推計プログラムによって算出されるもので、令和22年度までの著しい困窮年収未達の世帯数を算出します。その世帯数の中には、町営住宅以外の公的賃貸住宅や福祉施設等を利用される世帯数も含まれていますので、その他の住宅等の実績値を差し引き、将来の町営住宅ストック量を把握しました。令和13年度における町営住宅の目標管理戸数を75戸とし、管理戸数の適正化を図るとしております。

32ページをお開きください。

2次判定結果のまとめです。

改善不要が駅前団地。改善が必要は田尻団地、塚本団地。用途廃止がその他の団地となります。

35ページをお開きください。

令和4年から10年間の事業スケジュール案を示しております。改善が必要とされました田尻団地、塚本団地につきましては、エレベーター改修、外壁改修等を年次計画に入れております。

38ページからは、第5章、事業の実施方針です。

改善事業、計画修繕、点検等の実施方針を示しております。

48ページをお開きください。

ライフサイクルコストの縮減効果の算出結果です。

改善事業の実施により、住棟当たりの年平均縮減額が最下段となります。

50ページ、第6章、計画の推進に向けてでは、PDCAサイクルにより効率的、効果的な整備を進めること、町全体の財政計画の中で個別の事業費を精査していくとともに、適宜見直しを行うこととしております。

以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 次、日程第11、議案第27号、令和4年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第27号について、ご説明申し上げます。

令和4年度福崎町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,800万円を追加し、補正後の予算総額を83億6,400万円とするものです。

議案の1ページ、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第27号、令和4年度一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第12 議案第28号 工事請負契約について（福崎西中学校トイレ改修工事）

日程第13 議案第29号 工事請負契約について（福崎東中学校トイレ改修工事）

議 長 次、日程第12、議案第28号、工事請負契約について（福崎西中学校トイレ改修工事）、及び、日程第13、議案第29号、工事請負契約について（福崎東中学校トイレ改修工事）の両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第28号、工事請負契約について（福崎西中学校トイレ改修工事）と、議案第29号、工事請負契約について（福崎東中学校トイレ改修工事）の2件について、ご説明申し上げます。

トイレ改修工事はこれまで議会をはじめ、PTAなど、地域の方々からも改修のご要望を多く頂いておりました小中学校のトイレを衛生的で使いやすいものに改修することで、児童生徒が学校生活をより快適で安心して過ごせるようにすることを目的に、福崎町学校施設等長寿命化計画の一部を先行して実施するものです。

まず、議案第28号、工事請負契約について（福崎西中学校トイレ改修工事）の説明をいたします。

令和4年5月24日に一般競争入札を執行いたしました福崎西中学校トイレ改修工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものです。

契約の相手方は議案書のとおり、姫路市網干区新在家1261番地の12、株式会社ハマダ、代表取締役社長帽田泰輔氏で、契約金額は1億2,745万7,000円です。

議案第28号資料をご覧ください。

右側に入札結果をお示ししております。入札は一般競争入札により参加者3者で執行いたしました。工期は令和4年10月31日までとしております。

続いて、工事の概要について説明させていただきます。

資料左側の工事概要をご覧ください。

1、工事概要です。

トイレの便器は全て洋式化し、暖房便座とウォシュレット付きとします。男子の小便器は自動水栓で、床は乾式、手洗いは自動水栓にします。各階にある多目的トイレには職員室で受信することができるトイレ呼出し機能を整備します。工

事期間中を通して仮設トイレを技術室棟と校舎の間の校舎寄りに男子用と女子用に区分して設置いたします。

2は、トイレの便器数です。

福崎西中学校は4階建てで、1階と3階と4階は東側と西側の2か所に生徒用トイレがあり、2階は東側が生徒用、西側が職員用で、各階に多目的トイレがあります。各トイレの便器の数量等は表のとおりであります。

3は、改修前後の平面図です。

1階西側の生徒用トイレを図示しています。図面左が現在の状況、図面右が完成後です。1階から4階まで同じですが、男子用小便器は4器、大便器は1器、女子用は3器、手洗いは男女とも2器設置します。

以上、議案第28号、工事請負契約について（福崎西学校トイレ改修工事）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第29号、工事請負契約について（福崎東中学校トイレ改修工事）の説明をいたします。

令和4年5月24日に一般競争入札を執行いたしました福崎東中学校トイレ改修工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものです。

契約の相手方は議案書のとおり、姫路市網干区新在家1261番地の12、株式会社ハマダ、代表取締役社長帽田泰輔氏で、契約金額は1億1,000万円です。

議案第29号資料をご覧ください。

右側に入札結果をお示ししております。入札は一般競争入札により参加者3者で執行いたしました。工期は令和4年10月31日までとしております。

続いて、工事の概要について説明させていただきます。

資料左側の工事概要をご覧ください。

1、工事概要です。

トイレの便器は全て洋式化し、暖房便座とウォシュレット付きとします。男子の小便器は自動水栓で、床は乾式、手洗いは自動水栓にします。1階にある多目的トイレには職員室で受信することができるトイレ呼出し機能を整備いたします。工事期間中を通して仮設トイレを体育館と校舎の間の校舎寄りに男子用と女子用に区分して設置いたします。

2は、トイレの便器数です。

福崎東中学校は4階建てで、1階と3階と4階は東側と西側に2か所生徒用トイレがあり、2階は東側が生徒用、西側が職員用で、1階に多目的トイレがあります。各トイレの便器の数量等は表のとおりであります。

3は、改修前後の平面図です。

1階東側の生徒用トイレを図示しております。図面左が現在の状況、図面右が完成後です。1階から4階まで同じですが、男子用小便器は4器、大便器は1器、女子用は3器、手洗いは男女ともに2器設置します。

なお、福崎東中学校は廊下からトイレに入る入り口部分に扉などがなく、トイレ内が見えるという状況を改善するため、新たに扉を設置いたします。

以上、議案第29号、工事請負契約について（福崎東学校トイレ改修工事）の提案説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

正を求める意見書の提出を求める請願

議長 次、日程第14、請願第1号、国に対し現行の「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。本案に対する詳細なる説明を紹介議員に求めます。

小林 博議員 失礼をいたします。

請願の名前はただいま議長からご紹介をいただきましたとおり、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願でございます。

請願項目にあります無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するため、再審における検察手持ちの証拠の全面開示、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴の禁止）というその2項目を求められておるのであります。

私なりにこの請願の相談を受けたときにいろいろと勉強もしてみたわけであり、罪を犯していない人が誤った捜査、裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生の全て、甚だしい場合は死刑によって命さえ奪われる。冤罪は国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。しかし、冤罪事件は跡を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態にあります。2000年代に入っても足利事件に始まり、東電OL殺人事件、深川事件、東住吉冤罪事件、松橋事件、湖東記念病院呼吸器事件など、重大事件で再審無罪が相次いでおります。一方、袴田事件や大崎事件のようにやっと勝ち取った再審開始決定が検察官の不服申立てによって取り消される事件も少なくありません。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、裁判の長期化によって無念の獄死を強いられておるところであります。

こういう状況の中で、様々な運動が進められ、平成28年に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律の附則にのっとり、再審制度の在り方について検討が始められており、平成29年3月から最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、警察庁の担当で構成する刑事手続に関する協議会が設けられ、協議と意見交換が行われておるようであります。それらを促進し、そうしてその内容を充実していかなければならないという、そういう立場であろうと思っております。

日本弁護士連合会におきましても2019年には冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議というものが採択をされております。日本弁護士会のホームページの公開資料の中に出されております。この請願項目の1番目にあります証拠開示の件につきましては、既に100%十分ではないといたしましても、通常審におきましても、その検察や警察等の持つておる証拠の資料開示が明文化され、一定量進められておるようではありますが、再審の中にはそれが明文化されていないので、これを進めていただきたいということでもあります。また、2番目の項目につきましては、いたずらに時間を長引かせることとなりますし、再審が本格的に始まれば、有罪か無罪か、検察の申立てが正しいかどうかというのが本審によって十分審査される、そういう機会もあるわけでありまして、速やかにこうした再審問題を進めていくという立場から、この2つの項目は妥当性があるというふうに私も認識をしたわけでありまして、これには私としては日本弁護士連合会の資料が大変役に立ちました。

以上、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。次の定例会2日目は、6月14日火曜日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 29 分